

令和6年度（2024年度）障害福祉サービス等事業所数とサービス量を踏まえた事業者指定事務の方向性について

令和8年（2026年）4月24日

社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会

福祉部障害者福祉課 事業者指定担当

事業者指定事務の方向性について

現状・課題

- ①特定の障害福祉サービス等事業所数が都下において突出
- ②総量規制等が可能なサービスにおいて見込みサービス量を超過
- ③重度・重複障害者（児）、医療的ケア者（児）及び強度行動障害者（児）を受入可能な事業所の整備に課題
- ④障害福祉人材確保【市長公約】の推進

参考資料 1 - ①～④

参考資料 2 - ①、②

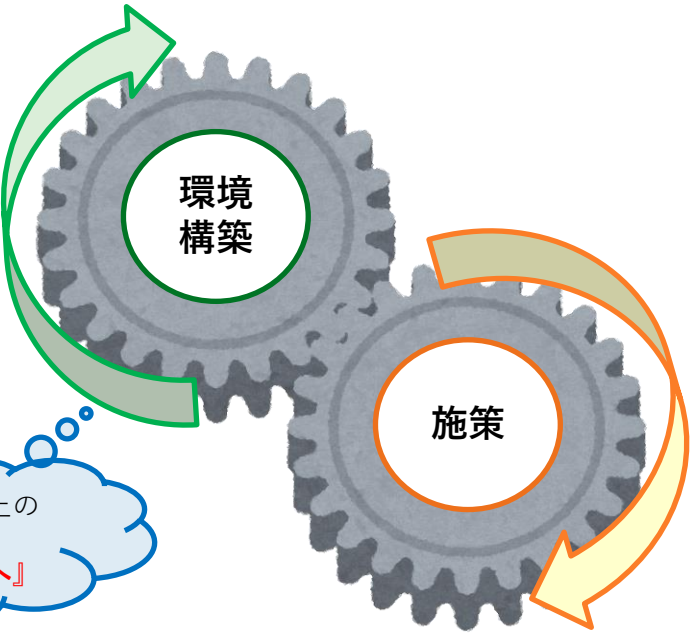
【 障害福祉人材の定着と支援困難者（児）の受入可能な事業者の増加を図る指定事務の方向性 】

【新たな指定事務】

- ①受入体制の確保を条件とした指定
 - ・ 重度障害者支援体制加算
 - ・ 強度行動障害者地域移行特別加算
 - ・ 看護職員配置加算 etc
- ②総量規制
 - ・ 就労継続支援 B 型
 - ・ 障害児通所事業所 etc

参考資料 3 (法的根拠)

処遇（待遇）向上の循環によって『選ばれる業界へ』



【人材定着支援】

- ①処遇改善加算取得促進
- ②（仮称）スキルアップ促進助成
 - ・ 重度障害者（児）等の受入スキルアップへの市独自助成を予定

狙い

障害福祉サービス等事業所の従事者の無資格からのスキルアップによって障害福祉業界内での処遇（待遇）改善を図り、業界内の定着を促進する。
（心身障害者通所施設等整備事業の見直しによって財源捻出予定）

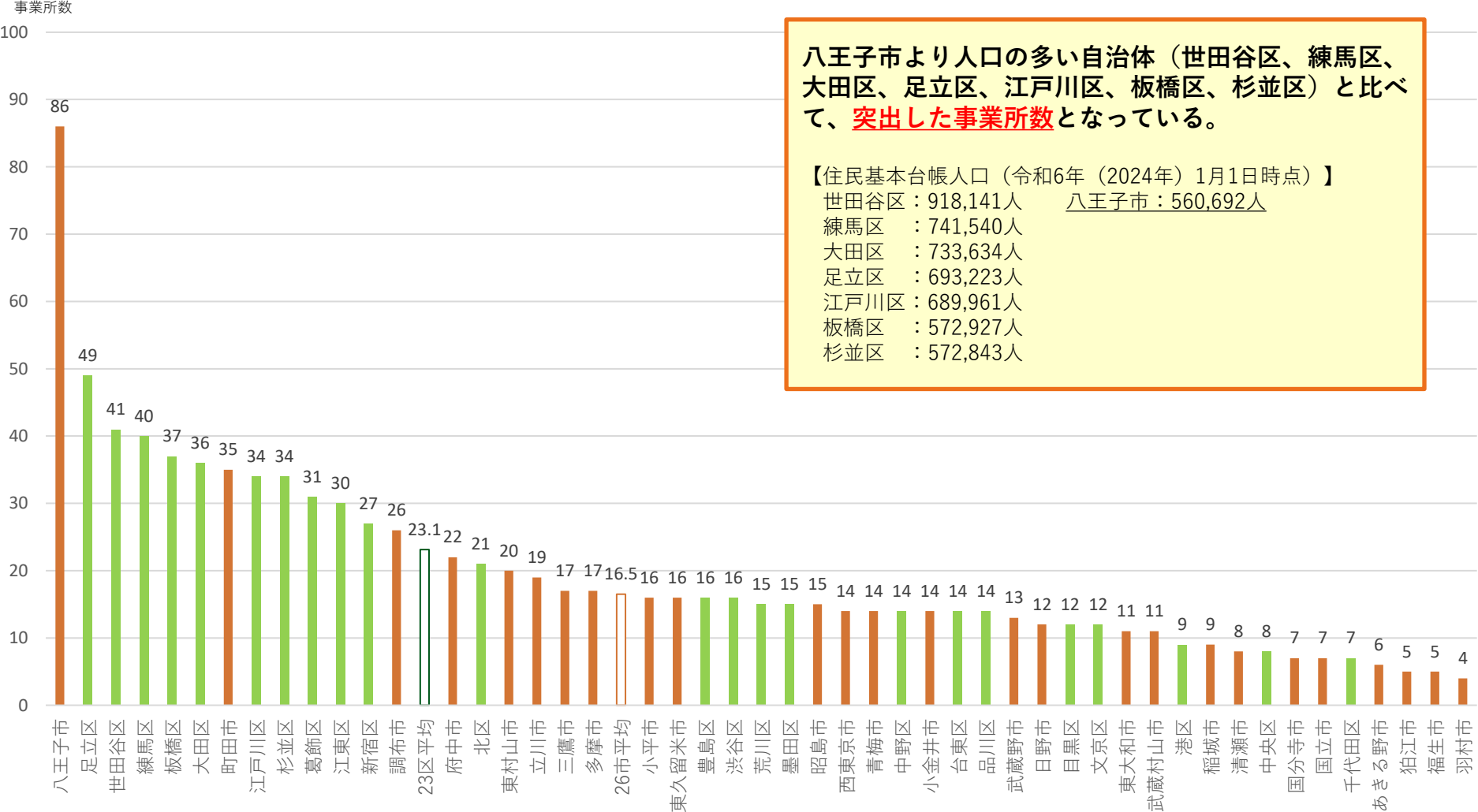
【今後の予定】

令和 8 年度（2026年度） 八王子市障害者地域自立支援協議会にて協議（詳細な条件や条件付けまでのフロー等） 2
令和 9 年度（2027年度） 新たな指定事務の開始

参考資料 1 - ①

就労継続支援B型事業所数の比較

多摩26市及び23区の就労継続支援B型事業所数（令和7年（2025年）4月1日時点）



八王子市より人口の多い自治体（世田谷区、練馬区、大田区、足立区、江戸川区、板橋区、杉並区）と比べて、**突出した事業所数**となっている。

【住民基本台帳人口（令和6年（2024年）1月1日時点）】
 世田谷区：918,141人 八王子市：560,692人
 練馬区：741,540人
 大田区：733,634人
 足立区：693,223人
 江戸川区：689,961人
 板橋区：572,927人
 杉並区：572,843人

出典：「東京都障害者サービス情報 指定障害福祉サービス事業者等一覧」より作成

参考資料 1 - ②

共同生活援助（グループホーム）事業所数の比較

多摩26市及び23区の共同生活援助事業所数（令和7年（2025年）4月1日時点）



八王子市より人口の多い自治体（世田谷区、練馬区、大田区、足立区、江戸川区、板橋区、杉並区）と比べて、**突出した事業所数**となっている。

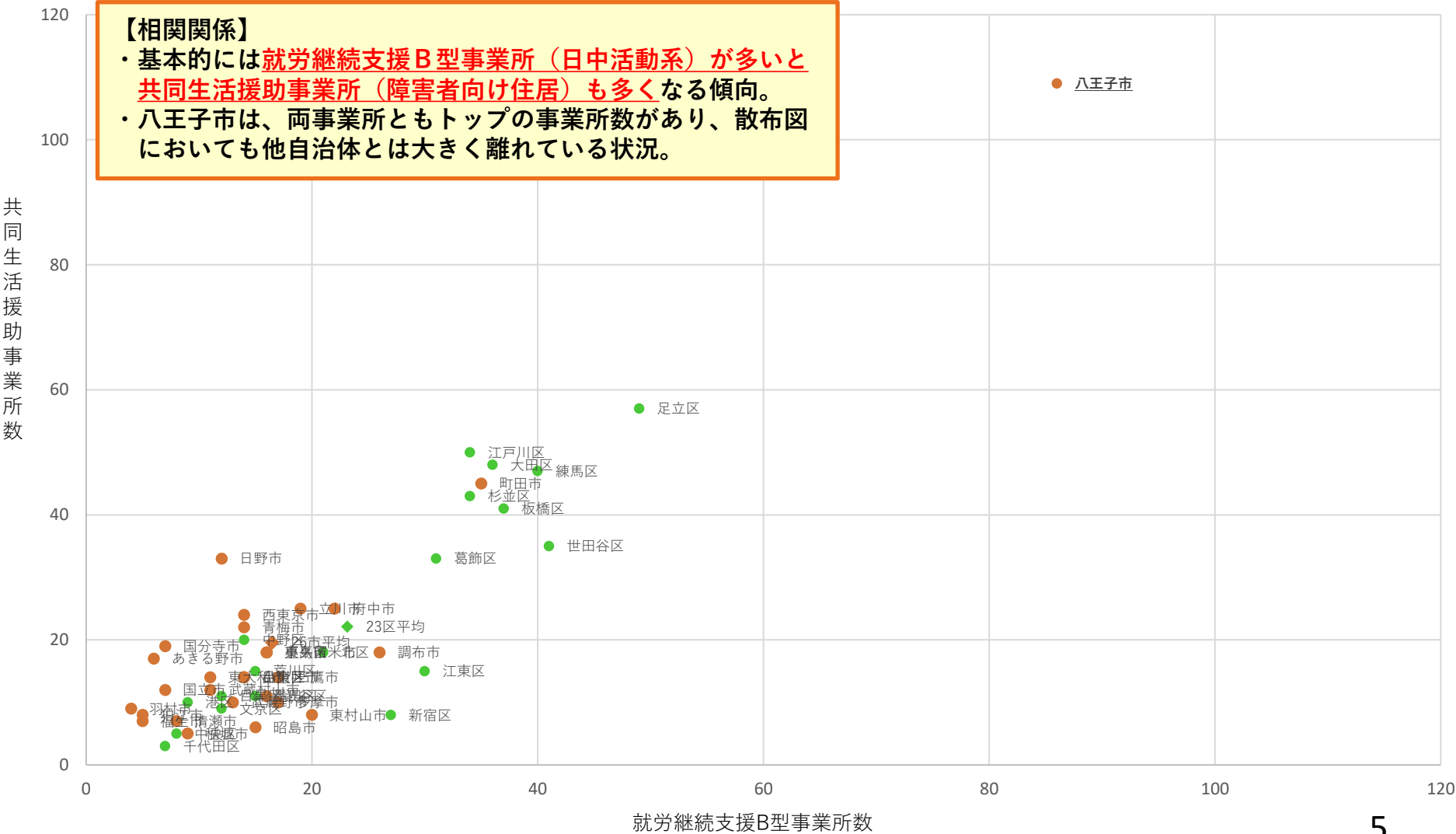
【住民基本台帳人口（令和6年（2024年）1月1日時点）】
 世田谷区：918,141人 八王子市：560,692人
 練馬区：741,540人
 大田区：733,634人
 足立区：693,223人
 江戸川区：689,961人
 板橋区：572,927人
 杉並区：572,843人

出典：「東京都障害者サービス情報 指定障害福祉サービス事業者等一覧」より作成

参考資料 1 - ③

就労継続支援B型事業所数と共同生活援助事業所数の相関関係

就労継続支援B型事業所数と共同生活援助事業所数の散布図（令和7年（2025年）4月1日時点）



参考資料 1 - ④

放課後等デイサービスと児童発達支援事業所の比較

多摩26市及び23区の放課後等デイサービス事業所数と児童発達支援事業所数（令和7年（2025年）4月1日時点）



八王子市より年少人口（0歳～15歳未満）の多い自治体（世田谷区、練馬区、江戸川区、大田区、足立区、江東区、杉並区）と比べて、**突出した事業所数**となっている。

【住民基本台帳人口（令和6年（2024年）1月1日時点年少人口）】
 世田谷区：104,936人 八王子市：59,018人
 練馬区：84,978人
 江戸川区：81,140人
 大田区：75,472人
 足立区：72,500人
 江東区：65,775人
 杉並区：59,752人

出典：「東京都障害者サービス情報 児童福祉法に基づくサービス事業所一覧」より作成

参考資料 2 - ①

八王子市のサービス量の推移と見込み

■ 総量規制等の対象サービスの支給量の推移と見込み

単位：人

区分	サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	超過率 R6決算÷R8計画
		決算	決算	決算	決算	計画	計画	
障害	生活介護	1,372	1,375	1,387	1,404	1,426	1,443	97.3%
障害	就労継続支援A型	184	217	244	253	283	305	83.0%
障害	就労継続支援B型	1,532	1,658	1,782	1,884	1,769	1,806	104.3%
障害	施設入所支援	376	364	350	351	363	363	96.7%
障害	共同生活援助 ※	885	920	977	1,080	968	984	109.8%
児童	放課後等デイサービス	1,170	1,370	1,566	1,792	1,441	1,465	122.3%
児童	児童発達支援	510	713	851	1,039	750	763	136.2%

出典：「八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」及び「令和7年度（2025年度）八王子市障害者地域自立支援協議会第2回全体会【資料5】より作成

・総量規制等の対象サービスのうち、**就労継続支援B型、共同生活援助、放課後等デイサービス、児童発達支援**の4サービスで令和8年度計画値を超過。

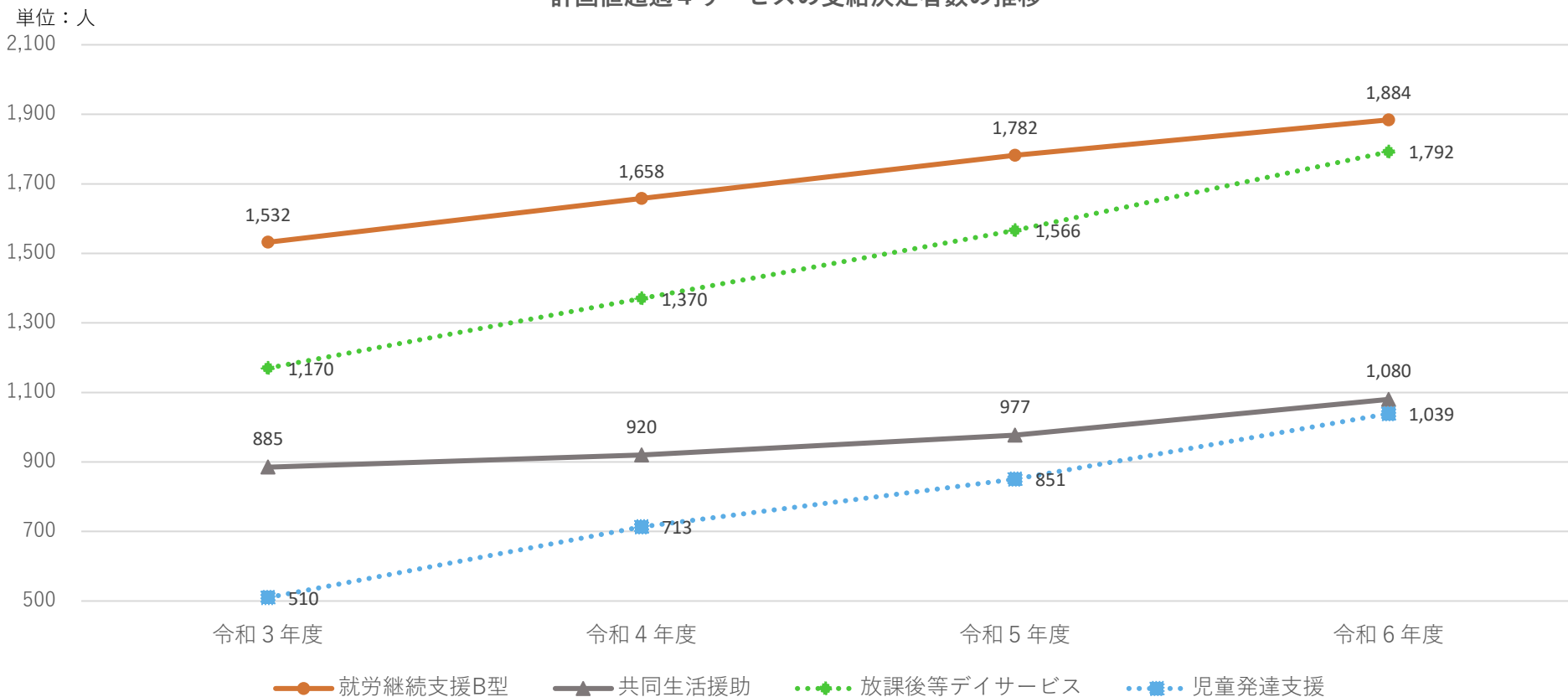
⇒ **東京都下でもトップの事業所数となっていることが、八王子市のサービス量超過（自立支援給付費の増加）の大きな要因となっている。**

※ 共同生活援助は、本付議時点では総量規制対象外だが、令和7年（2025年）12月8日に実施された社会福祉審議会障害者部会・こども家庭審議会障害児支援部会に厚生労働省が総量規制対象サービスに追加する提案をして、概ね了承されている。

参考資料 2 - ②

超過サービスの推移（令和6年度（2024年度）決算）

計画値超過4サービスの受給決定者数の推移



- ・ 就労継続支援B型 → 近年は事業所増加率は鈍化傾向
- ・ 共同生活援助 → 令和6年度（2024年度）に増加率が上昇（日中サービス支援型が要因）
- ・ 放課後等デイサービス → 一定の増加率で推移
- ・ 児童発達支援 → 一旦、鈍化したものの、令和6年度（2024年度）に増加率が上昇

参考資料 3

中核市権限で行える規制型指定事務について（法的根拠）

【条件付け指定】

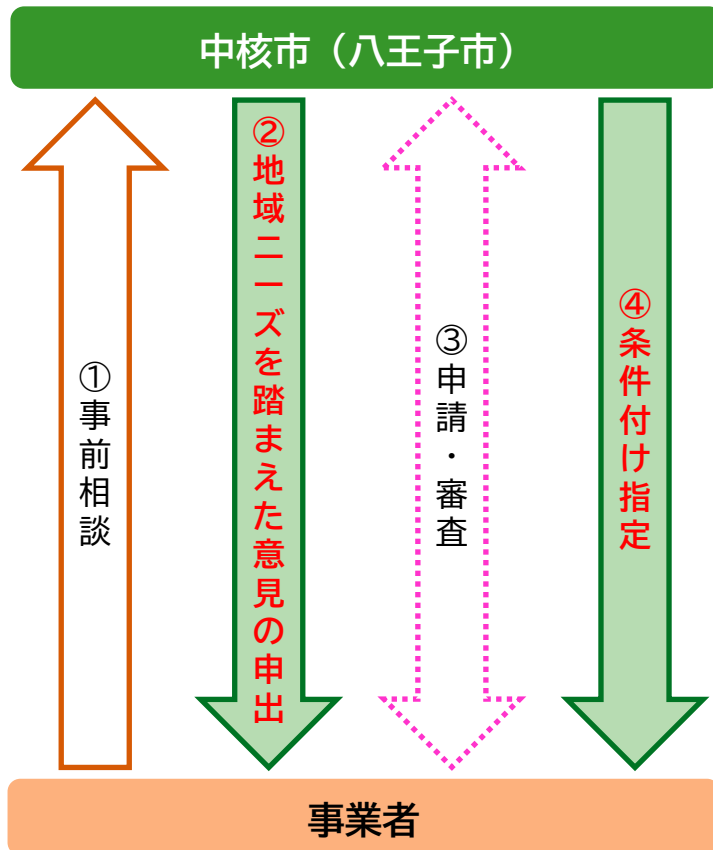
障害者総合支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
 ⇒ 障害福祉計画等との調整を図る観点から、自ら条件を付加できる（サービスの限定無し）

【総量規制】

障害者総合支援法第36条第5項及び児童福祉法第21条の5の15第5項

⇒ 障害福祉計画等に基づきサービスの供給量を計画的に制限できる（特定の障害福祉サービスに限る）

■ 条件付け指定の流れ



■ 総量規制対象の障害福祉サービス

関連法	サービス種別
障害者総合支援法	生活介護
	就労継続支援 A 型
	就労継続支援 B 型
	施設入所支援 (共同生活援助※)
児童福祉法	児童発達支援
	放課後等デイサービス
	障害児入所支援

※ 共同生活援助は、本付議時点では総量規制対象外だが、令和7年（2025年）12月8日に実施された社会福祉審議会障害者部会・こども家庭審議会障害児支援部会に厚生労働省が総量規制対象サービスに追加する提案をして、概ね了承されている。